各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を 踏まえた対応の強化について(通知)

昨年 12 月 24 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。) に基づく対応状況等に関する平成 30 年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は 2,187件、虐待判断件数は 621件、養護者による虐待については、相談・通報件数は 32,231件、虐待判断件数は 17,249件となっており、いずれも過去最多となっています。

高齢者虐待の相談・通報窓口、事実確認、適切な措置等は自治体が担うこととなっており、平成27年2月6日付け老発0206第2号、同年11月13日付け老発1113第1号、平成28年2月19日付け老発0219第1号、平成29年3月23日付け老発0323第1号、平成30年3月28日付け老発0328第2号及び平成31年4月1日付け老発0401第9号において、法に基づく対応の強化等について依頼しているものの、高齢者虐待は依然として増加傾向です。

つきましては、これらの通知に加え、改めて下記にご留意の上、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に、一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)への周知及び支援並びに関係団体・機関及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知及び指導を徹底していただくようお願いします。

【本通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

虐待の傾向や特徴や取組状況等を検証・分析、迅速かつ適切な事実確認、性的指向・性自認を理由として被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置、都道府県と市町村との連携強化、介護施設等への改善指導(勧告)に対する改善計画(取組)に対するモニタリングや死亡事案での事後検証や再発防止等に向けた取組の実施

2 介護相談員制度の充実

未実施市町村への事業効果等の周知や住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入促進に向けた働きかけ

【令和2年度の主な改正内容】

- (1)派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加
- (2)「介護サービス相談員」への改称
- (3) 利用者目線の明確化
- (4)介護相談員に係る研修の整理・充実
- (5)介護相談員に係る研修費用への助成
- (6) 保険者機能強化推進交付金による後押し

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

市町村の対応について改善が必要と認められる場合等の適切な支援・助言や注意喚起

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和2年度に都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置を新たに補助対象として追加することによる都道府県と市町村の連携強化や積極的な高齢者権利擁護等推進事業の活用

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

当該調査結果については、各都道府県に対し、都道府県・管内市町村の確定データを提供しています。

虐待の増加要因等について分析が不十分である都道府県・市町村もあり、当該データの活用により、傾向や特徴や取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じることが重要です。

また、事実確認を行っていない事例が多く報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、警察OBや専門職を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認・対応をお願いします。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、

適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

とりわけ、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉法上 の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分情報共有・ 連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導(勧告)に対する改善計画(取 組)については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた改善取組を 評価することが不可欠です。

死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で 事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り 事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、 再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでもお願いしているところで す。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と 市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めてい ただくようお願いします。

2 介護相談員制度の充実

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、 身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性があります。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護相談員派遣等事業 (※) の実施が考えられますが、介護相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体等の負担となっていることなどにより、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状です。

また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅では、外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や 老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱く、近年、死亡事案等重篤事案が発生しています。

そのため、令和2年度に介護相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、下記のように介護相談員制度の充実を図る予定にしています。

都道府県においては、介護相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知や住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

(※)介護相談員派遣等事業:地域で活躍する市民ボランティア(介護相談員)が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

【主な改正内容】

(1)派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加 これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事 提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス 等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりが ちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱い住宅 型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入を促進。

(2)「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称(なお、介護サービス相談員の名称は、それぞれの市町村において、独自に定めて差し支えない。)。

(3) 利用者目線の明確化

介護相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。

(4)介護相談員に係る研修の整理・充実

介護相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

- (5)介護相談員に係る研修費用への助成 地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)において、各研修の研修費用への 助成をメニュー化。
- (6)保険者機能強化推進交付金による後押し 保険者機能強化推進交付金において、介護相談員制度を導入する市町村を評価。
- 3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引(※)による高齢者の被害については、市町村において、法第27条の規定に基づき、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、都道府県には平成27年に通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)等を有効活用し、関係部署・機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、引き続き適切な支援・助言や注意喚起をお願いします。

(※) 財産上の不当取引:養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の 利益を得る目的と高齢者と行う取引

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業は、都道府県のご意見も踏まえ、平成29年度に抜本的 見直しを行ったところですが、円滑かつ効果的な事務遂行の観点から、令和2年度に 都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置 を新たに補助対象として追加し、養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応 体制の構築(特に死亡事案等重篤事案の初動期段階)や個別の虐待事案に関する定期 的な情報共有などについて都道府県と市町村の連携強化を図る予定にしています。

また、当該事業は、令和元年度に養護者による虐待につながる可能性があるものの、 市町村での対応が難しい事例において、市町村・介護支援専門員等と連携の下、弁護 士・社会福祉士・医師等の専門職の派遣(いわゆるアウトリーチ)についても補助対 象として拡充したところですので、積極的に当該事業をご活用いただき、管内市町村 への更なる支援をお願いします。